

条例施行後の周知・意見交換等の取組状況(H25年度)

資料8

1. 条例の周知

- 商工観光労働行政施策説明会(4月)
- 年度当初にすべての商工会議所、商工会を訪問し、周知(計29団体)
- 各商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の総会、説明会等における周知(計47回)
- 県広報誌滋賀プラスワン(5月)、県政広報番組「県政週刊プラスワン 6/1」

2. 団体や地域に出向いての意見交換会

- 関係団体等に広く呼びかけ、団体等の会合に出席して条例や平成25年度の実施計画について説明し、意見交換を実施(計22回)
- 県内7ブロックごとに「地域における経済・雇用情勢に関する意見交換会」を開催し、商工会議所、商工会、市町、職業安定所との意見交換を実施(7月～8月 計7回)

3. 職員による企業訪問の実施

- 条例制定前から取り組んできた職員による企業訪問を条例施行後も継続して実施。条例のパンフレット等を持参し、条例の普及啓発に取り組むとともに、「企業の抱える課題」、「県の施策への提案」等について、中小企業等の声を聴く。

→3月末までに453社を訪問